



愛媛県報

令和8年10月2日金曜日 第751号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則……………（まなび推進課）… 593

告 示

- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等……………（経営支援課）… 595
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等……………（ ）… 596
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧……………（農地整備課）… 596
- 保安林の指定の解除……………（森林整備課）… 596
- 解除予定保安林にする旨の通知……………（ ）… 596
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………（ ）… 596
- 保安林の指定の解除に係る掲示（2件）……………（ ）… 597
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（東予地方局地域福祉課）… 597
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（ ）… 597
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………（ ）… 598
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（ ）… 598
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要……………（東予地方局環境保全課）… 598
- 道路の供用開始（県道北条玉川線）……………（東予地方局今治土木事務所）… 601
- 指定道路の指定……………（中予地方局建築指導課）… 601
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（南予地方局地域福祉課）… 601
- 建設業者の許可の取消し……………（南予地方局管理課）… 601

監 査 公 表

- 定期監査結果の公表……………（監査事務局）… 602

規 則

○愛媛県規則第43号

愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県美術館管理規則の一部を改正する規則

愛媛県美術館管理規則（令和2年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（使用の許可） 第7条 美術館の施設のうち、次の各号に掲げる施設を使用しようとする者は、それぞれ当該各号に定める期間内に愛媛県美術館使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。 (1) 展示室……………、講堂及び県民ギャラリー 使用日の1年前から7日前まで (2) 省略 2・3 省略 （使用料の還付） 第14条 条例第5条第2号に規定する知事が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 展示室……………、講堂及び県民ギャラリー	（使用の許可） 第7条 美術館の施設のうち、次の各号に掲げる施設を使用しようとする者は、それぞれ当該各号に定める期間内に愛媛県美術館使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。 (1) <u>企画展示室、常設展示室、特別展示室</u>、講堂及び県民ギャラリー 使用日の1年前から7日前まで (2) 省略 2・3 省略 （使用料の還付） 第14条 条例第5条第2号に規定する知事が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>企画展示室、常設展示室、特別展示室</u>、講堂及び県民ギャラリー

リー 使用日の30日前の日

(2)・(3) 省略

別表（第11条関係）

- 1 省略
2 施設使用料

区 分		使用料
展示室 1	省略	
展示室 2	省略	
展示室 3	省略	
展示室 4	省略	
展示室 5	省略	
展示室 6	省略	
展示室 7	省略	
展示室 8	省略	
省略		

注 省略

3 省略

様式第1号（第7条関係） 愛媛県美術館使用許可申請書

省略
注意 <u>使用施設の欄には、展示室（1から8まで）、講堂、 研修室及び県民ギャラリー（1から12まで）のうち使用 しようとする施設を記載してください。</u>

注 省略

様式第2号（第7条、第9条、様式第3号関係） 愛媛県美術館使用許可書

（表） 省略
（裏）

使用上の注意事項	
1・2 省略	
3 天災その他美術館を使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となった場合又は美術館を使用する者が次表の左欄に掲げる施設の区分に応じ同表の右欄に掲げる日までに使用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した使用料を還付しない。	
施 設 の 区 分	取消しの申出日
展示室	省略
__、講堂及び県民ギャラリー	
省略	
4～7 省略	

様式第5号（第15条関係） 愛媛県美術館使用料還付申請書

省略
氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名） __
省略

注 省略

リー 使用日の30日前の日

(2)・(3) 省略

別表（第11条関係）

- 1 省略
2 施設使用料

区 分		使用料
企画展示室 1	省略	
企画展示室 2	省略	
常設展示室 1	省略	
常設展示室 2	省略	
常設展示室 3	省略	
特別展示室 1	省略	
特別展示室 2	省略	
特別展示室 3	省略	
省略		

注 省略

3 省略

様式第1号（第7条関係） 愛媛県美術館使用許可申請書

省略
注意 <u>使用施設は、次のとおりです。</u> <u>企画展示室（1及び2）、常設展示室（1から3ま</u> <u>で）、</u> <u>特別展示室（1から3まで）、講堂、研修室、県民ギ</u> <u>ャラリー（1から12まで）</u>

注 省略

様式第2号（第7条、第9条、様式第3号関係） 愛媛県美術館使用許可書

（表） 省略
（裏）

使用上の注意事項	
1・2 省略	
3 天災その他美術館を使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となった場合又は美術館を使用する者が次表の左欄に掲げる施設の区分に応じ同表の右欄に掲げる日までに使用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した使用料を還付しない。	
施 設 の 区 分	取消しの申出日
企画展示室、常設展示室、特別展示室、講堂及び県民ギャラリー	省略
省略	
4～7 省略	

様式第5号（第15条関係） 愛媛県美術館使用料還付申請書

省略
氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊞
省略

注 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和9年1月29日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出され、又は交付している改正前の愛媛県美術館管理規則様式第1号、様式第2号及び様式第5号の規定による書類は、それぞれ改正後の愛媛県美術館管理規則様式第1号、様式第2号及び様式第5号の規定による書類とみなす。

(愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)

3 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則（令和3年愛媛県規則第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。 (1)～(5) 省略	申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。 (1)～(5) 省略 <u>(5) 愛媛県美術館管理規則（令和2年愛媛県規則第17号）様式第5号</u>

告 示

○愛媛県告示第1016号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス大洲新谷店
大洲市新谷乙494番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年5月12日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,363平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
71台

- イ 駐輪場の収容台数
10台
- ウ 荷さばき施設の面積
133平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和8年9月11日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
- なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1017号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
NECAP松山複合商業施設	松山市問屋町163番2	駐車場の位置及び収容台数	448台 (2箇所)	284台 (1箇所)	令和9年 5月15日	令和8年 9月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1018号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、西予市宇和町伊延西地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・伊延西地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年10月5日から11月2日まで

3 縦覧場所

西予市役所本庁及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第1019号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和8年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除に係る保安林の所在場所

新居浜市七宝台町乙73の55

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第1020号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

四国中央市新宮町馬立5415の2、5415の3、5426の2、5426の3、5427の2、5427の3、5433の2、5439の2、5440の2、5443の2から5443の7まで、5445の2、5448の2から5448の4まで、5456の2から5456の9まで、5457の2、5457の3、5470の2、5473の2から5473の6まで、5475の2、5479の2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

四国中央市新宮町馬立5475の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1021号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
福成寺乙166・乙168・乙194の1・乙194の2・乙195（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1022号

保安林の指定を解除する件（令和8年6月農林水産省告示第781号）に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方	備 考
東温市河之内字三本松乙1636番193	温泉郡川内町大字北方2172番地樋口 妙子	森林所有者

○愛媛県告示第1024号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和8年10月2日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850600366	株式会社コミュニティーメディアカルサポート	愛媛県西条市玉津583番地5	田 坂 朗	保育所等訪問支援	コミュニティーキッズゆめか	愛媛県西条市玉津583番地7	令和8年9月1日

○愛媛県告示第1025号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年10月2日

愛媛県東予地方局長 加 藤 道 和

同上	温泉郡川内町大字北方2172番地樋口 清 彦	同上
東温市河之内字三本松乙1636番199	周桑郡櫻樹村大字明河甲674番地山下 覺 治	同上

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第1023号

保安林の指定を解除する件（令和8年6月農林水産省告示第781号）に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年10月2日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方	備 考
東温市河之内字三本松乙1620番119（次の図に示す部分に限る。）	大阪市東区南本町四丁目57番地丸大株式会社	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社第一タクシー	第一えんぎケアサービス	愛媛県今治市高橋甲88番地8	令和8年8月31日	訪問介護
株式会社ほのぼの	ほのぼの指定介護サービス	愛媛県今治市蔵敷町二丁目13番地	令和8年8月31日	訪問介護
有限会社ライフケア	ライフケア	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号	令和8年8月31日	訪問介護

○愛媛県告示第1026号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和8年10月2日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 月 年
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810500987	有限会社ライフケア	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号	中沢真理子	短期入所	ライフケア中筋A	愛媛県新居浜市中筋町一丁目7番17号	令和8年9月1日
3810601041	丸隆建設株式会社	愛媛県西条市飯岡3972番地1	竹久保隆則	就労継続支援（B型）	ごむの木	愛媛県西条市飯岡2710番地9	令和8年9月1日
3811300882	D a d & M o m株式会社	愛媛県四国中央市金生町下分846番地5	長野隆則	就労継続支援（A型）	D a d & M o m	愛媛県四国中央市豊岡町大町1770番地1	令和8年9月1日
3820500860	有限会社ライフケア	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号	中沢真理子	共同生活援助	ライフケア中筋A	愛媛県新居浜市中筋町一丁目7番17号	令和8年9月1日

○愛媛県告示第1027号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年10月2日

愛媛県東予地方局長 加藤道和

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 月 年
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810500151	有限会社ライフケア	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号	中沢真理子	居宅介護	ライフケア	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号	令和8年8月31日
3810500151	有限会社ライフケア	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号	中沢真理子	重度訪問介護	ライフケア	愛媛県新居浜市喜光地町一丁目7番17号	令和8年8月31日

○愛媛県告示第1028号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、西条市役所及び愛媛県のホームページ（[https://www.pref.ehime.jp / site/setohou-juurann/157236.html](https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/157236.html)）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和8年10月2日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
茨城県ひたちなか市堀口751
代表取締役社長 小澤英彦

- 2 事業場の名称及び所在地
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
西条工場
西条市ひうち8-6
3 特定施設に関する事項
(1) A-139

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。（以下「政令」という。））別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
特定施設の能力	1時間当たり100枚処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手1ヶ月後

使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1～3 最大 1～3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 680 最大 680
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 10 最大 20	

(2) E-95

特定施設の種類	政令別表第1第63号 ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり0.125立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1.8～2 最大 1.8～2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下

	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 10 最大 10	

(3) E-96

特定施設の種類	政令別表第1第63号 ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり0.60立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.18 最大 2.18
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 70
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	燐含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.3 最大 5.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 10 最大 15	

(4) E-97

特定施設の種類	政令別表第1第63号 ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり0.60立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手1ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	

特定施設の使用の季節的変動の概要		な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.18 最大 2.18	
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 15	
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 70	
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01以下 最大 0.01以下	
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.3 最大 5.3	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 10 最大 15	

備考 特定施設の汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 弗素含有廃水処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日 平成18年6月21日（改造）		
処理施設の種類及び型式	弗素含有廃水処理施設		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート、FRP、SS製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 15,550ミリメートル 横 20,250ミリメートル 高さ 4,800ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり72立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集沈殿方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～3 最大 1～3	通常 8～10 最大 8～10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.13 最大 9.5
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 25 最大 40	通常 15 最大 35
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50	通常 29.5 最大 49.5

燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 180 最大 278	通常 4.51 最大 7.45
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1,630 最大 1,680	通常 1,630 最大 1,680

備考 汚水等は、No.1工場排水口より排水する。

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日		
処理施設の種類及び型式	酸アルカリ廃水中和処理施設		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート（エポキシ樹脂）		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 6,050ミリメートル 横 18,950ミリメートル 高さ 4,800ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3～10 最大 3～10	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7.91 最大 9.36	通常 7.91 最大 9.36
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 28.7 最大 52.77	通常 28.7 最大 52.77
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.35 最大 7.96	通常 1.35 最大 7.96
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 6,080 最大 6,780	通常 6,080 最大 6,780

備考 汚水等は、No.1工場排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6.5 最大 7.7

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 24.5 最大 40
窒素含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 21.3 最大 40
燐含有 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.99 最大 6

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,295 最大 9,000
----------------------------	----------------------

備考 この他に、雨水専用排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年10月2日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	北条玉川線	今治市玉川町葛谷字クラケ谷乙109番5から 同町葛谷字池田乙125番1地先まで	令和8年10月2日

○愛媛県告示第1030号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和8年10月2日

愛媛県中予地方局長 小山哲司

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和8年9月24日

3 指定道路の位置

伊予市下吾川字柳78番1の一部及び78番4地先道

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 32.74メートル

(2) 幅員 4.10メートル

○愛媛県告示第1031号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年10月2日

愛媛県南予地方局長 大崎陳洋

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会	宇和島市社会福祉協議会 宇和島介護保険事業所	愛媛県宇和島市住吉町一丁目6番16号 宇和島市総合福祉センター	令和8年9月30日	通所介護

○愛媛県告示第1032号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年10月2日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-6)第14373号	令和6年12月22日	大黒建設(有)	大黒 謙治	西宇和郡伊方町大浜345-1	令和8年8月3日	土木工事業、建築工事業 大土工事業 とび・土工工事業 管工事業	建設業の廃止
(般-7)第4085号	令和8年2月3日	ヤマキハウス(株)	菊池 繁人	八幡浜市保内町川之石1-237-72	令和8年8月6日	建築工事業	建設業の廃止
(般-3)第12352号	令和3年8月24日	藤岡建設	藤岡 知明	喜多郡内子町知清698	令和8年8月7日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

(般－3)第16012号	令和3年 9月8日	兵頭八明工務店	兵頭 一	宇和島市和霊中町1－3 －24	令和8年 8月12日	建築工事業	建設業の廃止
(般－4)第10751号	令和4年 5月31日	(株)南予都市開発	薬師神有喜	西予市宇和町稲生218	令和8年 8月21日	土木工事業、建築工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般－6)第17342号	令和6年 6月12日	(株)成見電気工事店	成見 勇	八幡浜市保内町宮内2－ 100－1	令和8年 8月28日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)

監査公表

○公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年10月2日

愛媛県監査委員 高 石 淳
同 西 原 進 平
同 伊 藤 眞 道

第1 監査の基準

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付け愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

第2 監査の種類

財務監査

第3 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の事項に主眼を置き実施した。

- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- ・経営に係る事業の管理が、合理的かつ能率的に行われているか。

第4 監査の実施内容

令和7年度財務に係る知事部局・諸局・教育委員会・公安委員会の定期監査を218機関に対して実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
知事部局	124	6	130
本庁	70	0	70
地方局	33	0	33
地方機関	21	6	27
諸局	4	0	4
本庁	4	0	4
教育委員会	26	41	67
本庁	8	0	8
地方機関（高等学校等）	18	41	59
公安委員会	8	9	17
本庁	1	0	1
地方機関（警察署）	7	9	16
合計	162	56	218
本庁	83	0	83
地方機関（地方局含む）	79	56	135

第5 監査対象機関と監査の結果

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
行 政 経 営 課	令和8年8月27日
財 産 活 用 推 進 課	令和8年8月27日
人 事 課	令和8年8月27日
職 員 厚 生 課	令和8年8月27日
私 学 文 書 課	令和8年8月27日
財 政 課	令和8年8月26日
市 町 振 興 課	令和8年8月26日
税 務 課	令和8年8月26日
総 合 政 策 課	令和8年8月19日
官 民 共 創 推 進 課	令和8年8月19日
企 画 統 計 課	令和8年8月19日
秘 書 課	令和8年8月19日
広 報 広 聴 課	令和8年8月19日
地 域 政 策 課	令和8年9月2日
少 子 化 対 策 ・ 男 女 参 画 課	令和8年8月7日
多 文 化 共 生 推 進 課	令和8年8月7日
ス マ ー ト 行 政 推 進 課	令和8年9月2日
デ ジ タ ル シ フ ト 推 進 課	令和8年9月2日
地 域 ス ポ ー ツ 課	令和8年8月10日
競 技 ス ポ ー ツ 課	令和8年8月10日
文 化 振 興 課	令和8年9月3日
ま な び 推 進 課	令和8年9月3日
観 光 振 興 課	令和8年8月26日
自 転 車 新 文 化 推 進 課	令和8年8月10日
V e l o - c i t y 推 進 課	令和8年8月10日
県 民 生 活 課	令和8年9月3日
人 権 対 策 課	令和8年9月3日
防 災 危 機 管 理 課	令和8年8月27日
消 防 防 災 安 全 課	令和8年8月17日
原 子 力 安 全 対 策 課	令和8年8月17日
環 境 ・ ゼ ロ カ ー ボ ン 推 進 課	令和8年8月20日
循 環 型 社 会 推 進 課	令和8年8月20日
自 然 保 護 課	令和8年8月20日
保 健 福 祉 課	令和8年8月26日
医 療 対 策 課	令和8年9月2日
医 療 保 険 課	令和8年9月2日
健 康 増 進 課	令和8年9月7日
薬 務 衛 生 課	令和8年9月7日

子 育 て 支 援 課	令和8年8月10日
障 が い 福 祉 課	令和8年8月10日
長 寿 介 護 課	令和8年9月2日
産 業 政 策 課	令和8年9月4日
企 業 立 地 課	令和8年8月10日
労 政 雇 用 課	令和8年8月10日
産 業 創 出 課	令和8年8月12日
産 業 人 材 課	令和8年8月12日
経 営 支 援 課	令和8年8月12日
農 政 課	令和8年8月26日
農 業 経 済 課	令和8年9月4日
食ブランドマーケティング課	令和8年9月4日
農 地 整 備 課	令和8年9月3日
農 産 園 芸 課	令和8年9月3日
畜 産 課	令和8年9月3日
林 業 政 策 課	令和8年8月19日
森 林 整 備 課	令和8年8月19日
全 国 植 樹 祭 推 進 課	令和8年8月19日
漁 政 課	令和8年9月7日
水 産 課	令和8年9月7日
漁 港 課	令和8年9月7日
土 木 管 理 課	令和8年8月20日
用 地 課	令和8年8月20日
河 川 課	令和8年9月4日
港 湾 海 岸 課	令和8年9月4日
砂 防 課	令和8年9月4日
道 路 建 設 課	令和8年8月17日
道 路 維 持 課	令和8年8月17日
都 市 計 画 課	令和8年8月17日
都 市 整 備 課	令和8年8月17日
建 築 住 宅 課	令和8年8月17日
出 納 局	令和8年8月20日
人 事 委 員 会 事 務 局	令和8年8月20日
議 会 事 務 局	令和8年9月4日
監 査 事 務 局	令和8年9月7日
労 働 委 員 会 事 務 局	令和8年8月7日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 職員の不注意により公用車による重大な事故が発生し、当該車両及び相手方工作物の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(総合政策課)

- 2 退職した会計年度任用職員（フルタイム 1名）に対して、2か月分の給料及び通勤手当を誤って支給し、年度内に戻入していなかった。

- (保健福祉課)
- 3 職員の不注意により公用車による重大な事故が発生し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。
- (森林整備課)
- 4 職務専念義務違反に係る給与等の返納金について、適切に債権管理されたい。
- ・収入未済額1,505,266円（現年度分）
- (土木管理課)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局	
地 域 産 業 振 興 部	令和8年7月22日
今 治 支 局	令和8年7月14日、 令和8年7月22日
健 康 福 祉 環 境 部	令和8年7月22日
四 国 中 央 保 健 所	令和8年7月22日
農 林 水 産 振 興 部	令和8年7月14日、 令和8年7月16日
東 予 家 畜 保 健 衛 生 所	令和8年7月16日
建 設 部	令和8年7月22日
四 国 中 央 土 木 事 務 所	令和8年7月22日
今 治 土 木 事 務 所	令和8年7月14日
鹿 森 ダ ム 管 理 事 務 所	令和8年7月22日
黒 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所	令和8年7月22日
玉 川 ダ ム 管 理 事 務 所	令和8年7月14日
台 ダ ム 管 理 事 務 所	令和8年7月14日
出 納 室	令和8年7月22日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 「つり銭資金口座」の預金利子を払い出すため、上司の承認を受けることなく当該口座の銀行印である公印（現金取扱員の印）を現金取扱員と事務担当者の判断で庁外へ持出して使用し、その後、当該公印が所在不明となっていた。

(健康福祉環境部（四国中央保健所）)

- 2 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

・収入未済額5,512,484円（滞納繰越分3,779,000円、現年度分1,733,484円）

(建設部)

- 3 職員の不注意により公用車による事故が発生し、当該車両の毀損があったほか、発生日時及び場所が確認できない毀損が認められたので、公用車の適正な運用管理について徹底されたい。

(建設部)

- 4 県営住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

・収入未済額3,214,600円（滞納繰越分2,104,500円、現年度分1,110,100円）

(建設部（今治土木事務所）)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局	
地 域 産 業 振 興 部	令和8年7月23日
健 康 福 祉 環 境 部	令和8年7月23日
農 林 水 産 振 興 部	令和8年7月23日
中 予 家 畜 保 健 衛 生 所	令和8年7月23日
建 設 部	令和8年7月23日
久 万 高 原 土 木 事 務 所	令和8年7月23日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 職員の不注意により公用車による事故が複数件発生し、当該車両及び相手方車両、工作物の毀損があった。

(健康福祉環境部(地域福祉課))

- 2 職員の不注意により公用車による重大な事故などが複数件発生し、当該車両の毀損(うち1台は廃車)があったほか、発生日時及び場所が確認できない毀損が認められたので、公用車の適正な運用管理について徹底されたい。

(建設部)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	
地 域 産 業 振 興 部	令和8年7月27日
八 幡 浜 支 局	令和8年7月24日、 令和8年7月27日
健 康 福 祉 環 境 部	令和8年7月27日
農 林 水 産 振 興 部	令和8年7月27日
南 予 家 畜 保 健 衛 生 所	令和8年7月24日
建 設 部	令和8年7月27日
大 洲 土 木 事 務 所	令和8年7月24日
八 幡 浜 土 木 事 務 所	令和8年7月24日
西 予 土 木 事 務 所	令和8年7月24日
愛 南 土 木 事 務 所	令和8年7月27日
須 賀 川 ダム 管 理 事 務 所	令和8年7月27日
山 財 ダム 管 理 事 務 所	令和8年7月27日
出 納 室	令和8年7月27日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 職員の不注意により公用車による重大な事故などが複数件発生し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(健康福祉環境部(宇和島保健所))

- 2 職員の不注意により公用車による重大な事故が発生し、当該車両及

び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(健康福祉環境部(地域福祉課))

- 3 職員の不注意により公用車による重大な事故が発生し、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(健康福祉環境部(八幡浜保健所))

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
研 修 所	令和8年4月28日
東 京 事 務 所	令和8年5月18日
総 合 科 学 博 物 館	令和8年5月26日
歴 史 文 化 博 物 館	令和8年5月28日
美 術 館	令和8年5月7日
消 防 学 校	令和8年4月14日
消 費 生 活 セ ン タ ー	令和8年4月27日
原 子 力 セ ン タ ー	令和8年5月28日
福 祉 総 合 支 援 セ ン タ ー	令和8年4月27日
東 予 子 ども ・ 女 性 支 援 セ ン タ ー	令和8年5月20日
南 予 子 ども ・ 女 性 支 援 セ ン タ ー	令和8年5月20日
食 肉 衛 生 検 査 セ ン タ ー	令和8年5月7日
動 物 愛 護 セ ン タ ー	令和8年5月7日
衛 生 環 境 研 究 所	令和8年4月17日
心 と 体 の 健 康 セ ン タ ー	令和8年4月27日
子 ども 療 育 セ ン タ ー	令和8年4月28日
え ひ め 学 園	令和8年5月20日
計 量 検 定 所	令和8年5月7日
産 業 技 術 研 究 所	令和8年4月17日、 令和8年5月7日、 令和8年5月26日
新 居 浜 産 業 技 術 専 門 校	令和8年5月26日
愛 媛 中 央 産 業 技 術 専 門 校	令和8年5月28日
宇 和 島 産 業 技 術 専 門 校	令和8年5月7日
大 阪 事 務 所	令和8年5月22日
病 害 虫 防 除 所	令和8年4月14日
農 業 大 学 校	令和8年4月14日
農 林 水 産 研 究 所	令和8年4月14日、 令和8年5月7日、 令和8年5月20日
家 畜 病 性 鑑 定 所	令和8年5月7日

(監査の結果)

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。
・収入未済額2,941,781円(滞納繰越分1,366,532円、現年度分1,575,249円)

(子ども療育センター)

- 2 職員の不注意により公用車による重大な事故が発生し、当該車両及

び農林水産研究所内工作物の毀損（廃車）があった。

（農林水産研究所）

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	令和8年8月26日
社 会 教 育 課	令和8年8月26日
文 化 財 保 護 課	令和8年8月26日
保 健 体 育 課	令和8年8月26日
義 務 教 育 課	令和8年8月7日
高 校 教 育 課	令和8年8月7日
人 権 教 育 課	令和8年8月7日
特 別 支 援 教 育 課	令和8年8月7日
中 予 教 育 事 務 所	令和8年5月7日
東 予 教 育 事 務 所	令和8年5月28日
南 予 教 育 事 務 所	令和8年5月7日
総 合 教 育 セ ン タ ー	令和8年4月28日
図 書 館	令和8年5月7日
川 之 江 高 等 学 校	令和8年2月25日
三 島 高 等 学 校	令和8年2月25日
土 居 高 等 学 校	令和8年2月25日
新 居 浜 東 高 等 学 校	令和8年2月25日
新 居 浜 西 高 等 学 校	令和8年2月25日
新 居 浜 南 高 等 学 校	令和8年2月25日
新 居 浜 工 業 高 等 学 校	令和8年2月25日
新 居 浜 商 業 高 等 学 校	令和8年2月4日
西 条 高 等 学 校	令和8年1月28日
西 条 農 業 高 等 学 校	令和8年2月25日
小 松 高 等 学 校	令和8年1月28日
東 予 高 等 学 校	令和8年1月28日
丹 原 高 等 学 校	令和8年1月28日
今 治 西 高 等 学 校	令和8年2月25日
今 治 南 高 等 学 校	令和8年1月28日
今 治 北 高 等 学 校	令和8年2月25日
今 治 工 業 高 等 学 校	令和8年1月28日
弓 削 高 等 学 校	令和8年2月25日
北 条 高 等 学 校	令和8年2月25日
松 山 東 高 等 学 校	令和8年1月28日
松 山 南 高 等 学 校	令和8年1月28日
松 山 北 高 等 学 校	令和8年2月25日
松 山 中 央 高 等 学 校	令和8年2月25日
松 山 工 業 高 等 学 校	令和8年2月25日
松 山 商 業 高 等 学 校	令和8年2月25日
東 温 高 等 学 校	令和8年2月25日
上 浮 穴 高 等 学 校	令和8年2月25日
伊 予 農 業 高 等 学 校	令和8年2月6日

伊 予 高 等 学 校	令和8年2月6日
大 洲 高 等 学 校	令和8年2月25日
大 洲 農 業 高 等 学 校	令和8年2月25日
長 浜 高 等 学 校	令和8年2月25日
内 子 高 等 学 校	令和8年2月25日
八 幡 浜 高 等 学 校	令和8年2月25日
八 幡 浜 工 業 高 等 学 校	令和8年2月25日
川 之 石 高 等 学 校	令和8年2月25日
三 崎 高 等 学 校	令和8年2月25日
宇 和 高 等 学 校	令和8年2月25日
野 村 高 等 学 校	令和8年2月25日
宇 和 島 東 高 等 学 校	令和8年2月25日
宇 和 島 水 産 高 等 学 校	令和8年1月23日
吉 田 高 等 学 校	令和8年2月25日
北 宇 和 高 等 学 校	令和8年1月23日
南 宇 和 高 等 学 校	令和8年2月10日
今 治 東 中 等 教 育 学 校	令和8年2月4日
松 山 西 中 等 教 育 学 校	令和8年2月25日
宇 和 島 南 中 等 教 育 学 校	令和8年2月25日
松 山 盲 学 校	令和8年2月25日
松 山 聾 学 校	令和8年2月25日
し げ の ぶ 特 別 支 援 学 校	令和8年2月25日
み な ら 特 別 支 援 学 校	令和8年2月25日
今 治 特 別 支 援 学 校	令和8年2月4日
宇 和 特 別 支 援 学 校	令和8年2月25日
新 居 浜 特 別 支 援 学 校	令和8年2月25日

（監査の結果）

第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 職員の不注意により公用車による重大な事故が発生し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

（みなら特別支援学校）

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	令和8年9月7日
四 国 中 央 警 察 署	令和8年2月25日
新 居 浜 警 察 署	令和8年2月9日
西 条 警 察 署	令和8年2月25日
西 条 西 警 察 署	令和8年2月9日
今 治 警 察 署	令和8年2月25日
伯 方 警 察 署	令和8年2月25日
松 山 東 警 察 署	令和8年2月25日
松 山 西 警 察 署	令和8年2月18日

松山南警察署	令和8年2月25日	
久万高原警察署	令和8年2月25日	
伊予警察署	令和8年2月25日	
大洲警察署	令和8年2月19日	
八幡浜警察署	令和8年2月25日	
西予警察署	令和8年2月19日	
宇和島警察署	令和8年2月19日	
愛南警察署	令和8年2月10日	
(監査の結果) 第1から第4までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。 1 職員の不注意により警察車両による重大な事故などが複数件発生し、当該車両及び相手方工作物の毀損があり、県に多額の損害を与えた。 (大洲警察署)		